

PSQ 認証倫理規程 (PSQM-04)

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人ソフトウェア協会（以下、「SAJ」という。）による PSQ 認証制度の関係者が遵守しなければならない倫理的行動について定める。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、PSQ 認証制度に関係する以下の者（以下、「PSQ 関係者」という。）に適用する。

- (1) 委 員：PSQ 判定委員会、PSQ 認証制度委員会、PSQ 技術委員会、公正性委員会の委員
- (2) 評価者：評価機関においてパッケージソフトウェアの評価に携わる者
- (3) 職員等：SAJ の職員（出向者・臨時職員を含む）で PSQ 認証制度に関係する者

(PSQ 関係者に共通する要求事項)

第 3 条 業務遂行に際し、すべての関係者が留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) PSQ 認証制度は任意の制度であり、その運営の基盤は制度並びに制度を運営する SAJ 及び審査機関に対する信頼性である。従って、PSQ 認証制度のすべての関係者は、PSQ 認証制度の信頼性を損ねないよう高い倫理観に基づいて行動すること。
- (2) PSQ 認証制度におけるすべての業務は公平、公正に処理すること。
- (3) PSQ 認証制度の運営については、PSQ 認証制度基本規程（PSQS-1）等の規程、要求事項、取扱手順等（以下、「PSQ 規程類」という。）を遵守すること。
- (4) PSQ 認証制度の公平性・公正性を損ねる可能性のある圧力、誘惑、脅威等に対して屈しないこと。
- (5) 自分自身又は SAJ にとって利害抵触となり得る状況（過去及び現在の雇用関係、コンサルティング経験等）があった場合には、統括責任者（SAJ 専務理事）および運営責任者（PSQ 認証室長）に申し出ること。なお、申し出があり、利害抵触の可能性があると予想される場合には当該業務には起用しない。
- (6) 業務上知り得た情報を PSQ 認証制度関係の業務以外で使用しないこと。また、第三者に漏らさないこと。
- (7) 情報の管理については細心の注意を払い、情報の漏えいを未然に防ぐこと。また、万一、情報の漏えい、盗難、紛失があった場合には直ちに PSQ 認証室に報告すること。

(委員に対する要求事項)

- 第4条 委員は特定の企業に対して偏見を持ったり、特別な便宜を図ったりしないこと。
- 2 委員は特定の評価者が担当した評価結果に対して偏見を持ったり、特別な便宜を図ったりしないこと。
 - 3 委員会の審議において、審議事項に直接の利害関係がある委員は、当該審議事項の審議には参加せず、会議室から退出すること。特に判定委員会においては、委員自身あるいは委員が所属する企業が、審議対象のソフトウェア等の開発、評価、評価に関するコンサルティング等に関与している場合は、当該ソフトウェア等に関する審議には参加せず、会議室から退出すること。

(評価者に対する要求事項)

- 第5条 評価者は、公平かつ公正な評価を実施するため、必要かつ十分な知識・技術の習得に務めること。
- 2 評価者は、評価対象となるソフトウェア等に対して予断を持って評価に望まないこと。また、評価者は申請者にいかなる便宜も図らないこと。
 - 3 評価者は、PSQ 規程類を遵守すること。
 - 4 評価中に発生した問題については、PSQ 認証室と協議して処理し、評価者が独断で処理しないこと。
 - 5 評価者は、知的教養人としての言動に心掛けること。特に以下の行為を禁止する。
 - (1) 実地視察に際して、視察先組織の規則・慣例に違反する行動
 - (2) 交通手段、宿泊、飲食等に関する便宜の強要、あるいは視察先企業からの申し出の受入れ (SAJ と視察先企業とが取決めた範囲は除く)
 - (3) 金品の授受
 - (4) その他、社会通念上の許容範囲を超える事項の強要あるいは受入れ
 - 6 評価者は、自ら担当する評価であるか否かにかかわらず、評価の独立性 (公平性・公正性) を損なう恐れのある行為を行わないこと。また、そのような疑いを与える行為についても行わないこと。
 - 7 評価者は、仕掛中の案件以外の評価関連情報は、電子情報を含め、自ら作成したものか否かを問わず、一切保有しないこと。
 - 8 評価者が以下のいずれかに該当する場合は、当該ソフトウェア等の評価を担当してはならない
 - (1) 当該ソフトウェア等を開発した組織に所属している場合
 - (2) 当該ソフトウェア等を開発した組織に過去所属しており、退社後 5 年を経過していない者
 - (3) 当該ソフトウェア等を開発した組織と資本関係のある組織に属している者
 - (4) 当該ソフトウェア等の開発、テストもしくは PSQ 認証制度への申請に関するコンサルティングを過去に行い、その時点から 2 年を経過していない者
 - (5) 当該ソフトウェア等を開発した組織と利害関係がある者

(6) その他、当該ソフトウェア等の評価に支障があると自らが判断した者

(職員等に対する要求事項)

第6条 職員等は、問合せへの対応を含め PSQ 認証制度に関する業務の遂行、調整において、特定の企業もしくは特定の評価機関又は評価者に便宜を図らないこと。

2 職員等が以下のいずれかに該当する場合には、当該ソフトウェア等の認証関連業務を担当しないこと。

(1) 当該ソフトウェア等の開発、テストもしくは PSQ 認証制度への申請に関するコンサルティングを過去に行い、その時点から2年を経過していない者

(2) その他、当該業務に支障があると自らが判断した者

(守秘義務)

第7条 PSQ 認証制度に関する業務で知り得た情報及び個人情報、第三者に漏えいしないこと。ただし公知の情報と PSQ 規程類に従って公開される情報は除く。

(機密保持の対象となる情報)

第8条 PSQ 認証業務取扱手順 (PSQM-01-A) の「26. 秘密資料」に定めるものの他、秘密保持の対象となる情報は以下のとおりとする。

(1) 事前申請後、認証に至っていないソフトウェア名 (認証されなかったソフトウェアを含む)

(2) ソフトウェア毎の工程管理情報

(3) 評価報告書

(4) 認証報告書

(5) 判定委員会に提出される関連情報

(6) 異議申立、苦情に関する情報

(7) その他、漏えいすれば申請者等が不利益を被ると判断される情報

(誓約書の提出)

第9条 PSQ 関係者は、次の時期に本規程を遵守する旨の誓約書 (添付様式) を統括責任者 (SAJ 専務理事) 宛に提出する。

(1) 委員：業務委嘱時

(2) 評価者：業務委嘱時

(3) 職員等：辞令発令時

(罰則)

第10条 本規程に違反した行為が判明した場合、統括責任者 (SAJ 専務理事) は違反行為の内容および影響を考慮し、嚴重注意あるいは以下の処置を講じる。

(1) 委員においては、委員の委嘱を解く。

(2) 評価者においては、所属する評価機関に対して当該評価者を PSQ 認証制度関連業務から外すよう指示する。

(3) 職員等においては、就業規則に定める懲戒を行う。

2 委員および評価者においては、当該行為に係る経緯報告の義務を負うものとする。ただし、弁明の機会を与える。

3 委員および評価者においては、当該行為により協会に損害を与えたときは、その全部又は一部の賠償責任を負う。

(その他)

第 11 条 本規程の内容および解釈について疑義が生じた場合には統括責任者 (SAJ 専務理事) が調整する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、総務委員会の議決を得て実施することができる。

<附 則>

この規程は、平成 25 年 6 月 12 日より実施する。

誓約書

一般社団法人ソフトウェア協会

専務理事 殿

私は、一般社団法人ソフトウェア協会が実施するパッケージソフトウェア品質認証制度（以下、「PSQ 認証制度」という。）の関係者（委員、評価者、職員等）として、以下の事項について誓約いたします。

- 一、PSQ 倫理規程を確認し、その規定事項に違反しません。
- 一、PSQ 倫理規程に違反する行為を行った場合、同 10 条に規定する処置が取られても異議を申しません。
- 一、関係者として知り得た情報については、守秘義務を遵守し、PSQ 認証制度に関与している期間中はもとより、その期間が終了した後も第三者に漏えいしません。

年 月 日

氏名